

# 納税証明書 の 交付申請票 の 記載方法

自動車税 継続検査用

◎ この交付申請票は、県税事務所・青森分室・八戸市駐在の窓口で、車検(自動車の継続検査)用の自動車税の種別割の納税証明書の交付を受けるときに、次の要領で記載して窓口に提出してください。その際、必ず、自動車検査証(車検証)を、窓口に提示してください。

交付申請人とは、納税証明書を必要とする次の方が該当します。  
 (1)自動車税の納税義務者  
 (2)自動車検査証(車検証)の「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている者

代理人の方が来所する場合に、ご本人(=交付申請人)が自署してください。  
 ご本人が交付申請の手続を行う場合及び代理人の方が委任状を持参している場合には記載の必要はありません。

交付申請の手続を行う者とは、窓口で、納税証明書の交付申請の手続を行い、納税証明書を受け取る方です。

(1)自動車登録番号及び車台番号は自動車検査証(車検証)と照合し、誤りのないように記入してください。  
 (2)自動車登録番号を変更して間もないときは、変更前の旧登録番号も( )書きで記入してください。

自動車税納税証明書(継続検査用)交付申請票				※
交付申請人 〔納税義務者等〕	住所	弘前市蔵主町4		
	氏名	弘前 花子		
委任に関する事項 ※交付申請人以外の者が交付申請の手続を行う場合	次の者に納税証明書の交付申請及び受領を委任します。 令和8年4月1日			
	住所	弘前市蔵主町4		
	氏名	弘前 花子		
	電話番号	0172 ( 32 ) 1131		
交付申請の手続を行う者	住所	青森市長島二丁目△-△		
	氏名	青森 太郎		
県税事務所使用欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ( )	交付年月日	取扱者 (印)	
自動車登録番号	車台番号			
青森500た0000	AE9876-54321			

◎ 自動車検査証を提示してください。  
 ◎ 委任についてご本人に電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【ご注意ください。】

- 1 納税して間もないときは、領収証書を持参してください。
- 2 自動車税に未納額がある場合には、車検(自動車税の継続検査)用の納税証明書は交付できません。  
 →窓口で自動車税(本税)・延滞金を納めた後に、交付されます。

◆ 納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものですから、窓口においていただいた方の確認等を厳格に行わせていただきますので、ご協力をお願いします。  
 本人確認書類については、別紙を参照。

自動車税の納税通知書には、納税後そのまま車検(自動車の継続検査)用の納税証明書となる部分が付いています。

自動車税を納めた後は、納税通知書・領収証書の部分とともに、切り離さないでそのまま自動車検査証(車検証)と一緒に保管してください。